

健康保険料等に係る延滞金の割合の特例について（令和2年12月11日付け保保発1211第1号厚生労働省保険局保険課長通知）新旧対照表

（傍線の部分は変更箇所）

改正後	現行
<p data-bbox="309 252 949 280">健康保険料等に係る延滞金の割合の特例等について</p> <p data-bbox="159 360 1099 715">令和3年1月1日以降の健康保険法（大正11年法律第70号）の規定による保険料その他の徴収金に係る延滞金の割合については、同法附則第9条の規定による延滞金の割合の特例により、当分の間、各年の延滞税特例基準割合（所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）による改正後租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第94条第1項に規定する延滞税特例基準割合をいう。）が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、当該延滞税特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合（保険料に係る延滞金の割合については、納期限の翌日から3月を経過する日までの期間までの期間については、当該延滞税特例基準割合に年1%の割合を加算した割合）とすることとされている。</p> <p data-bbox="159 722 1099 858">今般、11月30日付けで令和2年財務省告示第281号（以下「令和2年告示という。」）（別紙参照）が告示され、租税特別措置法第94条第1項の規定に基づき、令和3年における延滞税特例基準割合が年1.5%とされたところである。</p> <p data-bbox="159 866 1099 970">このため、令和3年1月1日以降の延滞金の割合は年8.8%（保険料に係る延滞金の割合については、納期限の翌日から3月を経過する日までの期間については、年2.5%）となるので遺漏のないよう取り扱われたい。</p> <p data-bbox="159 978 1099 1185">なお、令和2年告示及び租税特別措置法第94条第2項の規定により、納付の猶予（国税通則法第46条第2項第3号、第4号又は第5号（同項第3号又は第4号に該当する事実に類する事実に係る部分に限る。）に該当する事実に基づくものに限る。）又は換価の猶予をした保険料等に係る令和3年1月1日以降の延滞金の割合は年1%となるため、あわせてその取扱いに留意されたい。</p> <p data-bbox="174 1273 824 1302">（参考1）健康保険法（大正11年法律第70号）（抄）</p> <p data-bbox="159 1345 589 1409">（保険料等の督促及び滞納処分） 第百八十条（略）</p>	<p data-bbox="1294 252 1912 280">健康保険料等に係る延滞金の割合の特例について</p> <p data-bbox="1131 360 2072 643">健康保険法（大正11年法律第70号）の規定による保険料その他の徴収金に係る延滞金の割合については、同法附則第9条の規定による延滞金の割合の特例により、当分の間、各年の特例基準割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する特例基準割合をいう。）が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合（保険料に係る延滞金の割合については、納期限の翌日から3月を経過する日までの期間までの期間については、当該特例基準割合に年1%の割合を加算した割合）とすることとされている。</p> <p data-bbox="1131 651 2072 754">今般、11月30日付けで令和2年財務省告示第281号（別紙参照）が告示され、租税特別措置法第93条第2項の規定に基づき、令和3年における特例基準割合が年1.5%とされたところである。</p> <p data-bbox="1131 762 2072 866">このため、令和3年1月1日以降の延滞金の割合は年8.8%（保険料に係る延滞金の割合については、納期限の翌日から3月を経過する日までの期間については、年2.5%）となるので遺漏のないよう取り扱われたい。</p> <p data-bbox="1146 1273 1796 1302">（参考1）健康保険法（大正11年法律第70号）（抄）</p> <p data-bbox="1131 1345 1561 1409">（保険料等の督促及び滞納処分） 第百八十条（略）</p>

(延滞金)
第百八十一条 (略)

附 則

(延滞金の割合の特例)

第九条 第百八十一条第一項に規定する延滞金の年十四・六パーセントの割合及び年七・三パーセントの割合は、当分の間、同項の規定にかかわらず、各年の延滞税特例基準割合（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第九十四条第一項に規定する延滞税特例基準割合をいう。以下この条において同じ。）が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年十四・六パーセントの割合にあつては当該延滞税特例基準割合に年七・三パーセントの割合を加算した割合とし、年七・三パーセントの割合にあつては当該延滞税特例基準割合に年一パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年七・三パーセントの割合を超える場合には、年七・三パーセントの割合）とする。

(参考2) 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）（抄）

(延滞税の割合の特例)

第九十四条 国税通則法第六十条第二項及び相続税法第五十一条の二第一項第三号に規定する延滞税の年十四・六パーセントの割合及び年七・三パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の延滞税特例基準割合（平均貸付割合に年一パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項及び第九十六条第一項において同じ。）が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年十四・六パーセントの割合にあつては当該延滞税特例基準割合に年七・三パーセントの割合を加算した割合とし、年七・三パーセントの割合にあつては当該延滞税特例基準割合に年一パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年七・三パーセントの割合を超える場合には、年七・三パーセントの割合）とする。
2 国税通則法第六十三条第一項、第四項及び第五項に規定する延滞税（以下この項において「納税の猶予等をした国税に係る延滞税」という。）に

(延滞金)
第百八十一条 (略)

附 則

(延滞金の割合の特例)

第九条 第百八十一条第一項に規定する延滞金の年十四・六パーセントの割合及び年七・三パーセントの割合は、当分の間、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第九十三条第二項に規定する特例基準割合をいう。以下この条において同じ。）が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年十四・六パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年七・三パーセントの割合を加算した割合とし、年七・三パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年一パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年七・三パーセントの割合を超える場合には、年七・三パーセントの割合）とする。

(参考2) 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）（抄）

(利子税の割合の特例)

第九十三条 次の各号に掲げる規定に規定する利子税の年七・三パーセントの割合は、当該各号に掲げる規定にかかわらず、各年の特例基準割合が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合とする。
一～五 (略)
2 前項に規定する特例基準割合とは、各年の前々年の十月から前年の九月までの各月における短期貸付けの平均利率（当該各月において銀行が新たに行つた貸付け（貸付期間が一年未満のものに限る。）に係る利率の平均をいう。）の合計を十二で除して計算した割合（当該割合に〇・一パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）として各年の前年の十二月十五日までに財務大臣が告示する割合に、年一パーセントの割合を加算した割合をいう。

つきこれらの規定により免除し、又は免除することができる金額の計算の基礎となる期間を含む年の猶予特例基準割合（平均貸付割合に年〇・五パーセントの割合を加算した割合をいう。）が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、当該期間であつてその年に含まれる期間に対応する納税の猶予等をした国税に係る延滞税についてのこれらの規定の適用については、同条第一項中「期間（当該国税の納期限の翌日から二月を経過する日後の期間に限る。）」とあるのは「期間」と、「の二分の一」とあるのは「のうち当該延滞税の割合が猶予特例基準割合（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第九十四条第二項（延滞税の割合の特例）に規定する猶予特例基準割合をいう。）であるとした場合における当該延滞税の額（第四項及び第五項において「特例延滞税額」という。）を超える部分の金額」と、「同法第一百五十二条第三項」とあるのは「国税徴収法第一百五十二条第三項」と、同条第四項中「期間のうち当該国税の納期限の翌日から二月を経過する日後の期間」とあるのは「期間」と、「の二分の一」とあるのは「のうち特例延滞税額を超える部分の金額」と、同条第五項中「期間のうち、当該国税の納期限の翌日から二月を経過する日後の期間」とあるのは「期間」と、「の二分の一」とあるのは「のうち特例延滞税額を超える部分の金額」とする。

3 （略）

3～6 （略）